追　加

6．西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金について

平成 30 年 7 月豪雨により、愛媛県内で自宅が全壊（半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により解体した場合を含む。）した方の住宅再建を支援し、早期の生活再建を図るために、西予市土地開発公社の分譲する宅地の取得費用を補助します。

本制度は、申請者が宅地取得費用にかかる譲渡代金から、補助金額を差し引いた金額を西予市土地開発公社に支払い、申請者から委任された西予市土地開発公社に市が直接補助金を支払う制度です。

【補助対象者】

次の要件を全て満たす方

1. 愛媛県内に住民登録があり、平成 30 年 7 月豪雨により被災された世帯の方
2. 住宅再建のため、西予市土地開発公社と宅地譲渡契約した方
3. 宅地引き渡し後、3 年以内に自己の居住する住宅を建築できる方
4. 住宅建築後、10 年以上定住する意思のある方

※偽りその他不正が発覚した場合は、補助金の返還を命ずる場合があります。

【補助対象者】

〇さくら団地（西予市宇和町さくら）42 区画
　面積：49.73 坪～113.29 坪　分譲価格：4,376,240 円～9,176,490 円

〇みどり団地（西予市宇和町伊賀上）13 区画
　面積：68.83 坪～136.25 坪　分譲価格：11,012,800 円～19,075,000 円

〇いぶき団地（西予市三瓶町津布理）12 区画
　面積：97.81 坪～102.41 坪　分譲価格：6,012,000 円～6,485,000 円

〇高野子団地（西予市城川町高野子）6 区画
　面積：58.41 坪～63.01 坪　　分譲価格：4,400,429 円～4,588,569 円

【補助金の額】

宅地譲渡代金の 2 分の 1（上限：400 万円）　※10 万円未満の端数切捨て

【補助金の額】

交付申請書兼請求書、代理受領委任状に以下の書類を添付して申請してください。

□世帯全員の住民票の写し（続柄が記載されているもの）
□り災証明書
□宅地分譲契約書の写し

追　加

□敷地被害証明書等（敷地被害が生じた場合）
□解体証明書等（住宅を解体した場合）
□世帯員の市町民税、国民健康保険税(料)の完納を証する書類等（過去 5 年分）

【申込期間】
平成 30 年 9 月 27 日から平成 32 年 9 月 2 日まで

【ホームページ】
http://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/soumu_kikaku/machi/ijuuteijuusokushinn/5529.html

【お問い合わせ先】
西予市土地開発公社（西予市役所監理用地課内）　0894-62-6494
西予市役所　まちづくり推進課　0894-62-6403